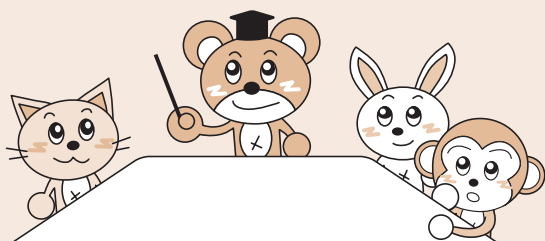


市が行う事業やサービスの内容について話し合う会議に女性が参画することは、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案や実施が可能になると期待されます。

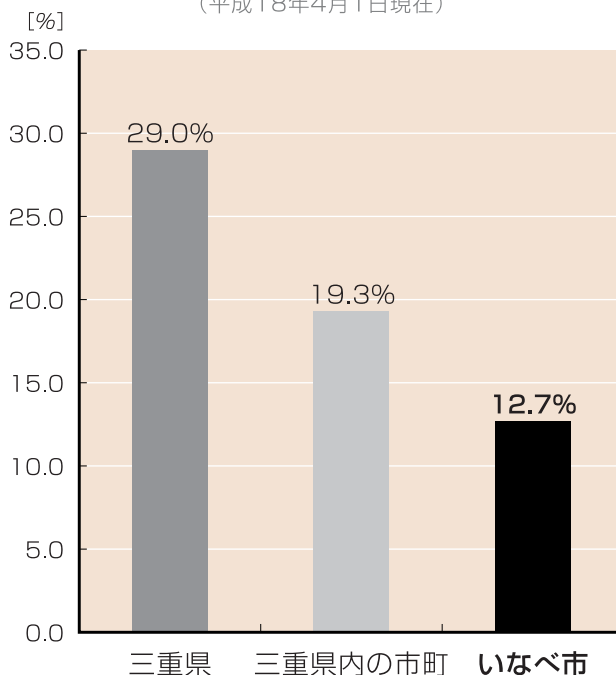
平成17年12月に国が策定した「男女共同参画基本計画（第2次）」の中で「2020年までに指導的地位に占める女性割合を30%程度になるように取り組む」という目標を掲げています。

こうした会議の場への女性の参画を進めることは、男女共同参画社会の実現に向けての重要な取り組みです。



委員会や審議会などへの女性の参画状況

(平成18年4月1日現在)



『いなべ市男女共同参画基本計画（仮称）』策定に向けて

平成11年に施行された男女共同参画社会基本法第14条第3項で、市町村に対して男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の策定を促しています。

これに基づいて、いなべ市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向性や具体的な事業を定めた『いなべ市男女共同参画基本計画（仮称）』策定に取り組みます。

男女共同参画に関する市民意識調査実施のお知らせ

調査目的

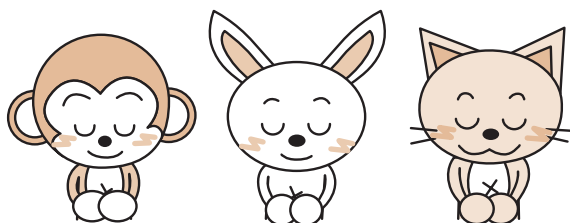
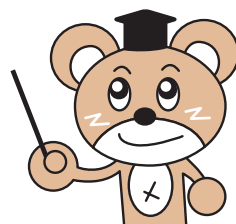
この調査により、いなべ市では男女共同参画がどの程度進んでいるのか、どの分野で男女共同参画が進んでいないのかを把握し、その調査結果を基に施策の方向性を決定し、具体的な事業を定めた『いなべ市男女共同参画基本計画（仮称）』策定のための基礎資料とします。

まず、いなべ市の現状を知ることからはじめよう！

調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の男性2,500人、女性2,500人、合計5,000人を対象として実施します。

市民意識調査の詳細については、「Link11月号」でお知らせします。



みなさんのご協力をお願いします。